

逗子市民間提案広告事業にかかる募集要項

1 目的

本市が所有する財産等を有効に活用することにより、民間提案者にとっては広告効果を得ることや、企業の社会的責任を果たすこと等を目的とし、本市にとっては市民サービスの向上、税外収入の確保や市の財政負担の抑制等に資するため、民間企業等から広く広告事業にかかる提案を募集するものです。

2 募集内容

次に掲げる事項に該当する提案を募集します。

ただし、既に提案されて実施している広告事業及び市が特定の広告媒体により別に募集しているものを除きます。

- (1) 市が所有する財産への広告掲載又は掲出にかかる提案
- (2) 市が事業実施に用いる封筒その他の物品への広告掲載にかかる提案
- (3) 民間企業等による物品又は役務の提供により事業又は事務執行の経費削減に資する提案
- (4) ネーミングライツにかかる提案
- (5) その他民間企業等のノウハウを市の事業執行等に活用することにより、市民サービスの向上、事業若しくは事務執行の経費削減又は税外収入の確保に資する提案

3 応募資格

次の資格を満たしている者としてします。

- (1) 民間企業等の法人又は個人事業主であること。
- (2) 次に掲げる事項に該当していないこと。
 - ・ 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする者
 - ・ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的に活動する者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に該当する者(以下単に「暴力団」という。)
 - ・ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
 - ・ その他市長が適当でないとする者

4 広告掲載の取り扱いについて

逗子市広告掲載事務取扱要綱に定める広告掲載不適格事項及び広告掲載基準に準ずることとしますので、必ず確認してください。

5 提案から事業実施までの流れ

- (1) 提案書の提出
- (2) 担当課（関係課）の決定
- (3) 事前協議（必要に応じて提案書等の修正）
- (4) 審査（必要に応じて提案者との面接による審査）
- (5) 事業実施の可否の決定
- (6) 協定書の締結
- (7) 事業実施

※ 条件が折り合わない等、事業実施に至らない場合もあります。

6 応募方法等

(1) 募集期間

随時

(2) 提案書

次の書類各 1 部を郵送又は直接提出してください。

- ・ 逗子市民間提案広告事業提案書（第 1 号様式）
- ・ 逗子市民間提案広告事業収支予算書（第 2 号様式）

(3) 留意事項

- ・ 提案書の作成に当たっては、関係法令を遵守したものとしてください。
- ・ 提案書中の「市への納付見込額」には、逗子市行政財産の目的外使用料条例に規定する使用料及び神奈川県屋外広告物条例に規定する手数料は含まないものとします。
- ・ 神奈川県屋外広告物条例第 2 条で定める屋外広告物に該当する場合、周辺環境に調和したデザインとなるように、まちづくり景観課との協議を行うこととします。
- ・ 提案に要する費用及び協定書締結に係る費用は提案者の負担とします。
- ・ 提出された提案書等の書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合は、逗子市情報公開条例の規定により公開することがあります。
- ・ 事業の実施期間は 3 年を超えないものとし、原則として 3 月末日を終期とします。ただし、多額の設備投資を伴うものについては、5 年を超えない期間とすることもできることとします。
- ・ 協定書の有効期間を満了し、同様の事業を継続しようとするときは、原則として事業者を公募するものとします。その際、当初の提案者を採用する等の優遇は行いません。

7 問い合わせ及び提案書提出先

逗子市経営企画部企画課企画係

住所 〒249-8686 逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

電話 046-873-1111（内線 310、311）

E-mail kikaku@city.zushi.lg.jp